

8月27日、南相馬市の特定避難勧奨地点の人々が提起した20^三撤回訴訟（南相馬・避難20^三リシューベルト基準撤回訴訟）が結審を迎えました。2015年に始まり、18回目の期日でした。

原告の人たちは裁判の度に早朝、南相馬市を出てマイクロバスで東京地裁に通い続けてきました。この問題に注目してほしいという思いから、福島県内ではなく、あえて東京地方裁判所に提訴したので

原告は、2014年12月28日に避難指示を解除されたことに反対し、年間20^三リシューベルトを基準とした避難勧奨や避難指示の解除はありえない。福島に強いられている20^三リシューベルトを世界基準の引き上げに利用させてはいけな

除染土で野菜を栽培

その思いを踏みにじるかのように、現在、飯館村で行なわれている除染土を農地造成に使う環境省の実証実験で、汚染されていない土で覆つくとなく、直接野菜の栽培をすることが明らかにになりました（00月00日報道（[リンク](#)））。

本件については、さる5月1日に小泉進次郎環境大臣が「食用作物の試験栽培も実施する」と記者会見で発言（そもそも花や資源作物の栽培だけとされていた）。

それに驚いた龍谷大学政策学部の大島堅一教授が、行政文書の開示請求をしたことで、覆土なしでの野菜栽培が秘密裏に計画されていたこと

強引な避難指示解除 除染土による「農業実証実験」 これ以上被ばくさせるな！



がわかったのです。つまり、「汚染土での農業実証実験」です。

地元の要望？

これを受けて、8月19日には超党派の議員連盟「原発ゼロの会」によるヒアリングが行なわれ、「経緯の説明が不十分」「方向転換なのか」と厳しい指摘がありました。

しかし環境省は「方向転換ではない」と言い、一貫して「地元の要望」と言い続けています。隠れ蓑のように使われる「地元の要望」という言葉。しかし、「いつ、どのような状況での地元の要望か」という問いには、明確な回答はありませんでした。

「除染電離則（除染などに従事する人々の放射線防護の法律）は適用されないのか」という質問もありましたが、環境省は「適用されない」と回答。住民や農業従事者が被ばくから守られない避難指示解除や農業実証実験は、本来あってはならないことです。

2011年から一貫して20^三リシューベルト基準の撤回を求めてきた南相馬市の原告の方々の姿には、初心を思い出させられます。一方、声を上げる被害者の数が少ない地域で、国は強引な政策を進め、事故の幕引きをはかっていることも感じます。

安倍首相が辞任しても、原発事故処理にかかると問題は、引き続き大きな課題。私たち一人ひとりが注視して、声を上げ続けていなくてはなりません。

（吉田千亜）